

確定申告

所得税の確定申告は

正しくお早めに

●確定申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)

確定申告の時期が近づいてきました。所得税は、あなた自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする「申告納税制度」をとっています。

確定申告をしなければならぬ方や税金が戻る方は忘れずに申告してください。

また、所得税がかからない方(所得が所得控除以下の方)でも、営業・農業・不動産等の所得がある方は、所得状況把握のため住民税等の申告が必要です。該当される方は必ず申告をしてください。

確定申告の流れは？

事前に、確定申告に必要な書類(明細書・証明書等)をそろえ、医療費等控除や事業等の収支内訳書等の計算を済ませた上で、次の①②③いずれかの方法で申告をしてください。

①自宅のパソコンから申告

◇自宅等のパソコンで国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で金額を入力し、税額などが自動計算された上で、提出用の確定申告書を印刷し、書類を郵送で税務署に提出してください。

◇インターネットのe-Taxを利用した確定申告もできます。データ送信なので、郵送の必要がありません。(詳細は税務署にお尋ねください。)

②久留米税務署で申告

久留米税務署の確定申告会場で直接申告をしてください。

③市役所の相談会場で申告

確定申告期間中は、市役所内に確定申告相談会場を開設します。詳細は左ページをご覧ください。

※青色申告・消費税については、本会場の受付はできません。

※申告の内容によっては、本会場で受付できないことがあります。(例…山林・譲渡・配当・住宅借入金特別控除 など)

確定申告をする必要がある人は？

■サラリーマン(給与所得のみ)以外の方

◇商業、工業、農業などの自営業を営んでいる方

◇地代、家賃、配当収入、不動産の

売却収入などの所得のある方

※白色申告者でも、事業所得、不動産所得及び山林所得を生ずる業務を行っている場合は、確定申告をする際に、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」の添付が必要です。

■サラリーマンの方

サラリーマンの所得税は、通常年末調整で精算されますが、次のような方は確定申告が必要です。

◇給与の年収が2千万円を超える方

◇給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

◇2か所以上から給料を貰っている方

■株や土地・建物を売った方

株や土地・建物を売った時や、土地・建物を国・県・市などに先渡し(収用)された場合も確定申告をしてください。

確定申告をすれば税金が戻る可能性があるのは？

①災害や盗難にあったとき

②多額の医療費を支払ったとき

③国や地方公共団体またはうきは市条例で指定された団体に寄附したとき

④住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき、または増築したとき などです。

確定申告に必要なものは？

①税務署から送付された「申告書」または「案内はがき」をお持ちの方は、その「申告書」または「案内はがき」

②給与・年金のある方は「源泉徴収票」

③雑損控除を受ける方は、被害を受けた資産、取得時期、取得価格、取壊し費用、損害保険金額のわかるもの、市町村から交付された「罹災証明書」

④医療費控除を受ける方は「医療費の明細書、医療費通知、保険などで補てんされる金額の明細書」

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合には、対象医薬品の領収書と健康の保持増進及び疾病の予防などの一定の取組を行ったことを明らかにする書類

⑤社会保険料控除のある方は「支払保険料の証明書(控除証明書など)」

⑥生命保険料控除のある方は「支払保険料の証明書」

⑦地震保険料控除のある方は「支払保険料の証明書」(平成18年度末までに契約した旧長期損害保険料については経過措置として対象になります)

⑧寄附金控除のある方は「寄附金受領証、領収書や証明書」

